選挙市民審議会
第４回全体審議会議事録

日　　時　２０１６年１１月３０日（水）１７：００－１９：３０
場　　所　衆議院第２議員会館　地下１階　第４会議室
出席委員　第１部門：　片木淳（共同代表）　石川公彌子　小林幸治
　　第２部門：　只野雅人（共同代表）　太田光征　小澤隆一　桂協助　小林五十鈴　田中久雄　山口真美
　　第３部門：　三木由希子（共同代表）　大山礼子
事 務 局　城倉啓　岡本達思　岡村千鶴子　丸井英里

小林幸治：それでは第４回目の全体審議会を始めさせていただきます。今日進行させていただきます小林と言います。よろしくお願いいたします。2 時間 30 分という時間はありますけど、中身が本当に豊富なのでご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。冒頭に本当に一言ずつ、代表のお三方からご挨拶をいただければと思います。
片木淳：片木でございます。今日はあまり時間がないので挨拶は抜きにさせていただきますけども、ちょっと今日の審議との関連で。もちろん覚えておられると思いますけども、念のため申し上げますと、昨年の丁度今日１１月３０日です。発足いたしました、われわれの審議会。みなさん三部門に分かれて熱心にご論議を今日までいただいたわけであります。半年経ちました今年の５月の２５日でしたか、例の「見解」を審議会としてはまとめてもちろん公表をしているわけでございます。その中で、２０１７年１１月に公職選挙法と関連法の部分改正提言を公表する予定だと、こういう風に明言しておりますので、残念ながら１１月の期日は守れなかったということでございます。それは事情があるんですが、できるだけ早く部分改正提言とここで言っておりますけれども、そういう中間提言の段取を示すとともに、中身についても概略見通しを示しております。ということで今日ご審議いただくテーマについては、われわれはこういうことで中間提言するということを既に言っております。中には結論でなしに、こういう方向で検討するという表現にしておりますけれども。いずれにしてもそういうことで昨年の発足時の「申合せ」とか「趣意書」ですね。それから５月の「見解」。この中での流れ。こういうようなのがあると思いますので、それを踏まえていただいて、今日、すぐには全部は決まらないと思うんですけれども活発なご議論いただきまして、できたら１月の終わりぐらいまでにまとめ上げたいなと。という段取りでございますのでわたしからもよろしくお願いを申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。
只野雅人：第２部門の共同代表の只野です。みなさん、ここまで色々ご協力いただきましてありがとうございました。私は第２部門の議論だけちょっと紹介させていただきます。第２部門では、衆議院と参議院の選挙制度という、非常に大きなテーマをこの間ずっと議論してまいりました。中々論点が多くて簡単に結論出すことができませんので今回は今までのまとめという形で基本的な方向性。それから論点、今後の課題と。こういうものを整理するという形の提案になっています。ただ、定数削減問題等具体的な方向性が定まっているものについては、はっきりとした方向性を出すという形になっております。第２部門の中ではまだ毎回議論が続いておりまして、今後しばらくかけて少しずつ方向性を煮詰めていきたいなという風に思っております。今日は基本的な方向性までは何とか出すことができたかなと思っております。改めてご協力に感謝したいと思います。
三木由希子：第３部門の三木でございます。第３部門は、特に具体的なテーマは設定されているわけで

はないということで、そのテーマ設定から始まりまして、今回中間答申としては地方議会選挙の選挙制度改革ということでとりまとめをさせていただきました。第３部門は特に大山先生にかなり依存した形で議論してしまって、大変先生中心に有意義な議論が出来て良かったなという風に考えております。この間多くの方にご協力いただいて大変感謝を申し上げます。地方議会選挙に関しては全体としての議論を全くしていないという状況と、元々ここに関わられたみなさんがそれを想定して参加されているわけではないということがあると思いますので、今日もまた色々とこちらの提案に対してご意見等いただくかもしれませんけれども、そこは色々とこの場でも議論をしていただいて、最終的に色々な選択肢も含めて議論が広がっていくと良いのかなとも考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

小林幸治：はい。ありがとうございます。それでは今日レジメというか次第が無いのであれですけど、基本的には資料の「はじめに」というページから始まってるものが中間答申の案になっておりますので、それぞれの部門の方からご説明と、それに対する質疑とさせていただければと思っています。それで大よその時間配分なんですけれども、それぞれ第１・第２・第３と順番に 30 分ぐらいずつ取れればと思っています。ですので説明を本当に 10 分、15 分ぐらいでしていただいて、その後質疑をしていただいて、残り、これも大よそですけど残りの 30 分ぐらいは全体を通して質疑、また今後の予定を含めて確認させていただければと思いますのでよろしくお願いします。それでは改めて第１部門の方から、片木共同代表の方から、お願いします。

片木淳：はい。わかりました。それでは早速、膨大な資料を事務局に作っていただいてありがとうございました。「はじめに」って書いているここから始めさせていただきます。「はじめに」もわたしが文章を作成した部分がありますので、ちょっと予めご説明申し上げておきますと、第２部門も第３部門もそれから第１部門も細かいところは仕上がっていなかったという段階で、全体まだ書けておりません。それを見ないと全体の姿になりませんので、とりあえず形だけ作ったという感じでご理解いただければと思いますが、基本的には先ほど申し上げましたように、昨年の 11 月 30 日の時に世間に出した文書があります。それをそのまま持ってきているということ。それから「見解」もちょっと入れましたかね。ということと、その後、下は中間答申の概略ということで、ここで少し全体が分かるように書いたらどうかということで、今日も含めまして今後固まっていく点につきまして並べていくということで第１部門につきましては選挙運営方法をやったということ。そこにありますように、現在の公職選挙法は複雑で何ができるのか何が違反になるか理解しにくい。罪刑法定主義に反するし非民主的なものであるということで、市民の参加を拒んでいる。ということでそういう問題意識のもとに憲法を引きまして、次の項目について中間答申としてまとめたということで、そこにありますような個々具体のテーマについて答申。これは全体が中間答申とか中間提言とかいう言葉ですが、これはもうその限りでは完成ですね。最終的な提言になるという予定です。でまあ、あとは第２部門、第３部門、これはまたそれぞれの部門でご議論いただいて並べていただくと。あるいは表現を考えていただくということでございます。それで最後に今後の予定も書かなきゃいかんだろうということで、われわれの当初の予定通り一年後にはさらに最終的結論を出すと。第一部門も残ったテーマがありますね。それも完成させて出すということを考えておりまして、そこに例示されておりますようなことで良いのかどうかですね。また見ておいていただきたいということでございます。あと、名前を並べたということで、今のところその一番下にあります通り、来年の１月２４日。ここの全体会議でまとめて、同時に記者発表していくと。前後いろんなとりプロの運動の方とも絡めていくという段取りを考えているわけでございます。

それで１ページは、選挙市民審議会中間答申の目次を作っていただいておりますので、これは省略させていただきまして、早速１ページの「公職選挙法改正提言骨子」ということでございます。これも前回でしたかね、ご議論いたしまして、ちょっと全体が同じような表現が出てきますので、全体を総括す

るような文章を入れまして、そして個別のものを入れているということで。まず「選挙運動を自由に楽しく」ということで、選挙運動とはどういうものかと。「市民が候補者や政党の主張を知り、判断するための重要な手段」なんだと。「これを合理的な理由もなく規制することは」、憲法違反だということと、国際人権規約違反だということ。それから「市民の政治への参加を促進し、民主主義と地方自治の更なる発展、向上を図るため、現行の選挙運動規制を抜本的に改革すべき」だ。それから、なお書きといたしまして、と言いますのはね、色々規制を外していくと金権政治になるんではないかというご心配があるんじゃないかという議論の結果ですけれども、「資金の豊富な者が選挙で有利になることを防ぐため」に、「政治資金と法定選挙運動費用の透明性」ですね。何に使っているのか世間に公開しようということと共に、「強化についても見直しが必要」だという風に入れております。

一番目が「戸別訪問の自由化」ということで、その要旨をここに入れるわけなんですが、「要旨」ってここに入れるのかな。これはまたあとでご議論していただきたいと思います。カッコでも入れるんですかね。要旨をここに入れておりますが、ちょっとさっと眺めていただきたいと思いますけども、「戸別訪問は、選挙運動の基本的な手段のひとつとして積極的に活用される」べきだということを前提にいたしまして、現行の制度の理屈はですね、「買収とか利害誘導の温床になりやすい」というような弊害を理由としております。最高裁判決もそのように言っておりますけれども、「それらの犯罪等は別途、直接これを規制すれば足り」ると。「説得力に・・・乏しい」と。「欧米の先進諸国においても、戸別訪問を禁止している例はな」いということで、「早急にこれを自由化すべきである」という要旨にしております。

それから二番目が「電子メールによる選挙運度の自由化」ということですけれども。選挙運動の自由化の一環でありますけれども、「インターネットを活用した電子メールをはじめ、ウエブサイト」、それからそこにあります「SNS を活用した選挙運動を全面的に自由化すべき」である。ちょっとまあ今この表現、調整をしておりますけれども、SNS、ウエブサイトと SNS は今個人も使えるという状況でございますけれども、色々他にも残っている規制があるということで、まず現在の段階的な話としては第三者による電子メールの自由化をしろということを謳っております。

それから三番目が「ローカル・マニフェスト頒布の自由化」であります。いわゆるマニフェスト選挙が言われてきまして、国政選挙あるいは知事・市長選では若干、知事選と市長選は特にビラなんですけれども、ですから不十分ではあるんですけれども一応認められておりますが、議員には認められていない。ということで「ローカル・マニフェストの頒布を可能にすべき」だということでございます。

それから四番目は「公開討論会の自由化と公営立会演説会の復活」ということでありますけれども。実はこれは 1983 年に廃止されまして昔はやってたんですけども、立会演説会ですね。しかし廃止されたと。テレビ時代を迎えたとか、ちょっと実際運用上の弊害がありまして、どっと支持者たちが来て、終わるとどっと引き上げて、居るときは反対派に対してヤジを飛ばすとかですね。いろんな弊害が指摘されまして廃止されたんですけども、現在ではですね、リンカーンフォーラムとか色んな公開討論会、努力して非常に実は公選法違反になりかねないんですね。第三者がやると。個別の演説会の合同という形で苦労されてやっておるということでもありますので、やっぱり民主主義のお互いに討論するということが基本だということから考えれば、公開討論会という形でですね。一方通行の演説だけをするんじゃなしに、わあわあ言い合うと、政党が。それを目の前で判断、有権者がすると。しかもインターネット時代ですからそういうことを生々しく伝えることもできると。まあ、テレビでも伝えても良いですけれども。そういうことを考えればやはり公開討論会の自由化。そして市町村営のですね、そういうものも作れということは言ってもいいんじゃないかということで。当面は公営立会演説会の復活。もちろん立会演説会と言いましても、公営と言いましても公開討論会的な様式でさせるということでございます。それからあんまり公営で権力的に、なんと言いますかね、お上が入ってくるというのは好ましくないと

いうこともあると思いますので、将来的には、ちょっと言葉が適切かどうかわかりませんが、「公設民営」ですね。お金は出せと。しかし民営でやるということは言っていいんじゃないかということで、四番目でございます。

それから五番目が「１８歳未満者の選挙運動の自由化」。これは、１８歳選挙権が付与されましたのに、未だに子どもはと言いますかね、１８歳未満は選挙運動が禁止されているということで、これにつきましても１８歳選挙権が認められたのを機に、どんどんやればいいんじゃないかということでございます。

それから項目はちょっと違いますけど、「政治参加のハードルを下げる」っていう方になると思いますけれども、そこに書いてありますように、「市民性教育では」、シチズンシップ教育ですね、「市民が自ら政治に参加するための能力を獲得し」なきゃいかんと。「課題となる」ということで、「政治参加のハードルを下げる」というカテゴリーで次を提言しております。

その一番目は「供託金の廃止」でございます。供託金に関してはずっと歴史的にも廃止の議論が出されまして、つい数年前も自民党からも減額の改正法案が出されたことがありますけれども、そこに書いてありますけども。そういう経緯があるにも関わらず今非常に高額の世界的に見ても高額な、外国にはない国もあるわけですけども、ある国と比べても高額であるということで。これは普通選挙で折角納税要件が撤廃されたにもかかわらず、未だに制限選挙をやっているんだという理屈もありますし、特にここではそこにあります通り、「深刻な問題に直面する非正規雇用者、育児中の女性、高齢者、障害者」、こういう人材の方が立候補するときに、弱い立場でお金もない。だから立候補を妨げているという理屈、切り口にいたしまして、こういう提言をしまして供託金を廃止しろという結論に達しております。

それから、その二番目ですけども「選挙運動期間の廃止」であります。選挙運動期間。これはご案内のとおり告示日／公示日から以降でないと選挙運動しちゃいかんという選挙運動期間を定めてるんですけども、これを廃止したらどうかということであります。「これにより、市民が自由に選挙運動に参加できるようにな」るということであります。そこに書いてあることを読んでいただければと思います。これまではそれ以前の事前運動は一切禁止であったということで、これは特に新しい政党や新しい新人の議員候補者は不利な条件になっております。それからまた、政治活動にまで選挙運動の名の下に規制がされるという弊害も出ておるということで、この選挙運動期間を廃止したらどうかという提言をしておるところでございます。

第１部門、以上でございます。なお、細かい点につきましては、まだちょっと字句調整と言いますかね、内容の調整をしておりますので、とりあえずの方向ですが、大体この方向は変わらない。確定しているものも多いという状況でございます。以上でございます。

小林幸治：はい、ありがとうございました。第１部門は１の「選挙運動を自由に楽しく」が５項目と、２の「政治参加のハードルを下げる」の２つの項目ということで、全部で７つの事項を一応中間答申としてまとめたいというようなことで議論してきましたので、今日改めて他の部門の方々からもご質問なりご意見なりいただいて、もう一度第１部門で引き取るような形で修正するなりということで１月の末を目指して検討を重ねるという形になると思いますので、何か疑問点とかご質問とか含めてどのような意見でも構いませんので先に今ご報告ご提案をいただいた内容から少し質疑をしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

太田光征：本文についてもよろしいですか。内容という点ではないんですけども 15 ページの「３）」に合同演説会が禁止された理由として「個人演説会の回数制限、費用規制等との関連で必要とされた」と説明されているんですけども、どういう関連なのかっていう説明があった方がわかりやすいかなと思いますので、その説明を入れたらどうでしょうか。以上です。

小林幸治：それはご意見ということで受ければ良いでしょうか。

片木淳：どこですかね。15 ページの。
太田光征：15 ページの第 1 段落にありますね。
片木淳：「上述のように・・・」の段落ですね。
太田光征：はい、そうです。
片木淳：ちょっと今すぐに思い出せないんですが、「回数制限、費用規制等との関連で必要とされた」と。まず一つはちょっと思い出したのは個人演説会の回数制限をこの年にしましてね、やたらに演説会を色んなところでできないということにしたので、合同演説会ももう第三者がするものについては要らんだろという意味だと思いますね。何か論理的ですごく結びついてこうだって言うんじゃなしに、演説会の回数自体がもう少ないので個人個人がやる演説会の回数自体が制限されて少なくなったので、第三者がわざわざ出てきて二人のやつを一緒くたにして合同でやるものを認める必要はないだろうと。ということでとりあえずお答えをしておきまして、またご意見ですから分かりやすい何か表現があればですね、入れたいとは思います。
小林幸治：はい。今ご説明いただいたような内容、ちょっと今の説明だと長いのでもう少し簡潔にした形でもうちょっと分かりやすく、示した方が良いのではないかというようなご意見だったと思いますので、その辺はまた検討してという形でお願いします。他に何かございますでしょうか。どうぞ。
三木由希子：すいません。すごい不勉強で申し訳ないんですが、選挙運動期間の撤廃とか選挙運動規制の撤廃っていう前提というのはおそらくみんな異論のない話であると思うんですけど、選挙運動っていうのがそうするとその先どういう意味になるのか。どういうものとしてなるのかっていうのがちょっとよく分からなくてですね。つまり政治活動と選挙運動がほぼ同じような扱いにこの先なるのかなと思うんですよね。で、そういった時に例えばこの答申とか提案の中で、選挙運動っていう言葉がいかなるものとして用いられているのかっていうのがちょっとよく分からなくてですね。どういう議論があったのかとか、何か今後予定されていることがあれば教えていただければなと思います。
片木淳：えっとですね、今日のこの今の資料に載ってますわね。「用語集」に「選挙運動」、確か載せてましたよね。d ですね。d ページというんですか。これ、みんな言ってるいつものとおりなんですけど。「特定の選挙において、特定の候補者が当選するようにと、投票を得又は得させることを目的として行われる一切の行為」というのが、歴代の大審院以来裁判所の定義ですね。公式的な。それで今ご質問のあった点について申し上げますと、政治活動の定義は広狭二つあると。広い意味と狭い意味と。広い意味は政治的な信条を主張するというのと、候補者を応援して当選させるというのと、簡単に言えば二つあるわけですね。ですから広義の政治活動の中には選挙運動も含まれる。広い意味では。ところが狭い意味では公職選挙法上は政治活動というのは、今言った定義の中から選挙運動に関係するものは除かれるという定義関係になっているわけですね。これは長年のあれで固まっているわけですけども。従って誰かに「投票してくれ」、「投票させてやってくれ」というような言い方をする場合には選挙運動にひっかかりますので、全部選挙運動として規制される。ということですから残りの狭義の政治活動。それは自由だというのが一応建前なんですが、これもまた非常にややこしいんですけども、選挙運動期間に特に入りますと政治活動が選挙運動との関係でややこしくなるので、そういう関係にありますね。特に参議院選挙なんかで現れて来るんですけども、確認団体。まあ知事選もそうですけれども、政治活動についても、選挙運動について規制されているのと同じような規制がなされて、そして、一定の範囲内でしか確認団体が政治活動をできないという体制になって、また政治活動そのものも、狭義の政治活動も本来は自由なのに色々と制限が重ねられるというややこしい話になっている。で、結論を申し上げますと、選挙運動規制を全廃すれば全部政治活動は自由になるという結論になりますね。ですからみなさんどんどんやってくださいと。誰に入れろという運動ももちろんのこと、我が党はこういう主張をしているっ

ていう党としての政治的な活動も何もかも選挙運動期間であろうが選挙運動期間前であろうが全部自由になるというのが究極的な姿じゃないでしょうかね。それはほとんど民主主義の先進国と言われる欧米諸国ではそういうことでやってるというのが現実だっていうことですね。

小林幸治：理解していただけたでしょうか。中々これ難しいと思うんですけど。公職選挙法で規制されている選挙運動の内容と選挙運動期間というのが当然リンクしているわけなので、選挙運動期間に行う活動に対して選挙運動として位置づけられてそれが規定・規制されてるということなので、最終答申の中では一つ一つ事細かにどういう仕組み、選挙運動期間をなくした場合にいつ立候補になるのかとか。そういうことはまだここでは具体的に書き込めてはいないんですね。そこら辺はちょっと先送りになってるんですけれど、先んじて第１部門では選挙運動期間というものが外国に例がないようなものを規定していて、それ自体が本当に色んなことを規制してるんだということですのでまだまだ全体を通してみると、というか公職選挙法現行を通してみるとこれだけ抜き出した形になっているので、かなり不自然というか不十分な形にはなっていると思うんですけど、最終答申の方では全て網羅的に提示・提案していこうというような流れでお考えいただければありがたいかなっていうようなことでよろしいですか。はい。

片木淳：今の通りんですけども、ⅲの２－２の選挙運動期間の話ですね。これは今小林さんから説明のあった通りですけども。ちょっと付け加えさせていただきますと、選挙運動はさっき言ったような定義だと。それは選挙運動期間の前は全面禁止なんですね。一切しちゃいかんと。で、入ったら、それぞれの個別の項目ごとに厳格な要件で、これは良いけれどもあとは原則禁止と。だから、「べからず集」というのは、原則禁止で良いものだけちょっと列挙されてるっていう体制に公職選挙法はなっているということですね。だからこの２－２の選挙運動期間の廃止は今小林さんがおっしゃったように、ちょっとねまだ文章表現練れてないところがあるんじゃないかと、私なんかは思ってるんですけれども、そこら辺どういう風に、まあ趣旨は今小林さんがおっしゃったように、打ち出していくという意味は非常にあると思うんですね。みんなああいう選挙運動期間なんか要らんじゃないかっていうことで。ですが、今説明があったようなこと、整合性をもうちょっと分かりやすく何かできないかなっていう議論をしたいなと、第１部門の中で、と思ってます。

小林幸治：はい。今の部分も含めてご意見いただければと思いますけど、いかがでしょうか。もうちょっと第１部門の議論を続けさせていただければと思います。はい。

三木由希子：ちょっとあの続きのお願いということで、多分ですね、選挙運動って人々が思っている運動と全然違うものになっていくっていう話なのかなと。今だと公示された後に行われるものが選挙運動だっていう風に多くの人が思っているという状況が全然違うスタイルになるっていうことになるのかなって思うので。恐らくそういったことも念頭に置いてご議論いただいているんだと理解してるんですけども、何か従来の規制が撤廃されている以上のことを想定してご議論をされていると思うので、ちょっと最終答申の段階でその辺が最初の方に出てくるとイメージが伝わりやすいのかなと思いましたので、ご検討いただければと思います。

小林幸治：はい。よろしいですね。それはまた第１部門で引き取った形で、より精査してということで。

片木淳：すいません。ちょっとその後段のところでもうちょっとその何て言いますか。選挙運動期間に入ったら人々の考えている選挙運動というのは、まあ、あんまり公職選挙法を知らない人は全然分からんだろうと思うんですけれども、それ自体一つの問題かもしれませんが、選挙運動というのは選挙運動期間にしかできないっていうのは、これはもう法律の建前だし、普通の人もそれはそう考えて行動していただかないと、もうどうしようもない。どうしようもないと言いますかね。そういう建前だと思うんですけれども、そういう制度だと思うんですけど、それについてもうちょっと説明していただけますか。

三木由希子：選挙運動って言うと今だと公示した後に行われる、例えば候補者が車に乗って走っているとかですね。色々と駅前とか人が集まるところで演説をしてるとか。いわゆるこういうことを選挙が始まるとみんなやるよねって思っているのが今の選挙運動ですよね。ただ、たとえば戸別訪問撤廃とか期間を撤廃となると、それまでみんなが選挙運動ってこんな感じで候補者やってるよねというのとはちょっと違うベースでもっと日常ベースで選挙活動とか政治活動がされるっていうことになるっていうことをこれから提案しようとしているのかなと思うんですよね。そうするとこれまで人々が思っている選挙の活動と少し違う世界をこれから提案するっていうことなのかなと思いますので、むしろそっちのイメージをちゃんと見せられるともっと理解しやすいかなということですね。個別の規制撤廃だけだと、あの期間中にできないって何か最初に読んでしまうと、最後に期間撤廃しちゃうって話がくると、そうするとどうなるんだろうってところで、中々ちょっとイメージが追いつかない人が多いかなっていうところで、少しご検討の余地がありそうなところはご検討いただければというお願いです。

片木淳：はい分かりました。最終答申の書き方。今回も若干関係するところで変えられれば変えたいと思いますけども、どこか書いてあったと思いますが、おっしゃる趣旨は分かりましたのでまたみなさんとご議論したいと思います。

小林幸治：はい。ありがとうございます。

山口真美：細かいところなんだと思いますが質問ということになるかと思います。「電子メールによる選挙運動の自由化」のことなんですけれども。国民投票なんかでもそうなんですけれども、今のように制限するんじゃなくて自由化するというイメージの中で、特に有料のインターネットの広告なんかもそうなんですけれども、全面自由化をするっていう中に結局企業とか団体がどの程度入ってくるのかという問題がどうしてもあるのかなと。企業団体献金と同じように、やはり圧倒的な財力を持った主体がそういったものに入ってくると莫大な影響を及ぼすということがありますので、この場合の候補者・政党等以外の者と、それからそういう企業とかみたいなかなり財力のある大きな団体との兼ね合いをどう議論されたのかっていう辺りを伺えればなと思います。

小林幸治：中間答申では、書き込めていないんですけど、一つは公費負担の関係です。これはこれで大きなテーマなので、どの部分を公費でみるべきかというのを、来年の大きなテーマの一つとしています。だからそことの関係でおっしゃる通り公平性、財力との関係をどういう風に見るかということと、選挙運動資金の制限額っていう今でもありますけど、それをきちんと設けて、それを守っていれば何に使っても良いみたいな形で議論を進めつつあります。それと正直、企業との関係、おっしゃる通り企業活動として選挙運動としてインターネット配信をやる時に、どう制限するかという議論できてません。その部分は、今回は電子メールに関して候補者もしくは政党以外の者はできない規定に現行ではなってますので、少なくとももうそこの部分は自由にすべきだろうと。インターネット広告、有料広告に関しては一応ここでは全面自由化ってことを挙げてますけど、もうちょっと議論が必要かなと思ってます。外国の例でも有料広告に関してはちょっと制限している国もありますので、その辺をどういう風にみるかというのは、最終答申までに少し議論が必要かなっていうことでご理解いただければなと思います。

片木淳：今の通りなんですけども、それでさっきご説明いたしました提言骨子の「なお書き」、さっきご説明いたしましたように、金持ちに有利な選挙となるのをどう阻止していくか。今おっしゃっていることは全部にひっかかるんですね。全部の項目にかかる話ですね。規制を撤廃していきますと。ですからそれは何か今小林さんがおっしゃったような法定の上限設定の話にするのか、透明性にするのか、どういうことにするのか。あるいはどこまで企業と言っても、それは大小色々ありますから、どこまで規制をするべきなのか、できるのかっていう問題もあると思うんです。そこはまあ最終答申に向けて少し議論をしていきたいと思ってます。

小林幸治：はい。ありがとうございます。
大山礼子：さっき三木代表がおっしゃってたのを伺っていてちょっと選挙運動期間について関連して思ったことを申し上げたいと思うんですけれど。何かイメージが湧きにくいっていうのは選挙運動を事前にもやっていいよって話にしましょうって話は、趣旨はわかるんですが、一般的に考えるとやっぱり公示があって立候補の届出の締切があって、そこから本格的に選挙運動するっていうのがあって。実際にやっぱり全く徒手空拳で出る人にとっては公費でポスター貼ってもらわないと話にならないと思うんですよ。始まらない。で、その今までの選挙運動期間というものがすごくどんどん短縮されてきたということ自体も問題なので、その問題も一緒に扱わないとちょっと話が分かりにくいんじゃないかなと思いました。実は総務省の方で、例えば自署式じゃなくて記号式にしなさいとかという話があるでしょ。あれができない理由が七日しかないからっていう話なんですよ。だからそういう意味でももうちょっと公示、立候補締切から本当に選挙するまでの期間というのは長くあるべきだと思うので、それ以前に選挙運動を自由化するっていうことも併せてなんですが、そっちの点も一緒に議論していただくともうちょっと分かりやすいんじゃないかなと思いました。
小林幸治：その部分実はこれ選挙運動期間の廃止については坪郷委員が担当で、それぞれ担当を分けてやってますので、また第１部門でそこの部分も含めて、先ほど三木さんがおっしゃったように、確かにそうだなと思うんですけど、全体像として「今こうなってるものがこうなります」というのが、最終的には分かりやすく伝わっていかないと広がっていかないかなっていうと思われますので、見えやすく理解してもらいやすいような形で工夫を重ねて、そのための細かな部分も議論を重ねていくということで引き取らせていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。
　そろそろちょっと第１部門の議論は締めてと思うんですが、どうしてもという方がいらっしゃいましたらいかがでしょうか。よろしいですか。それでは一応第１部門、また後ほど何かありましたらご意見いただければと思いますので、終了させていただきます。続きまして、第２部門の方から少し説明していただいてと思います。
只野雅人：はい。では続きまして第２部門の方なんですが、さっきちょっとお話をしましたように、衆議院と参議院の選挙制度ってかなり大きなテーマを扱っています。最終的な着地点はこれから考えていくんですけども、当然検討しなきゃいけない論点がたくさんあるわけですね。それらが相互に関連しているということで、ちょっと複雑な話になります。最初の骨子のところは、ですから正確に要約するというよりは、少しメッセージ性って言いましょうか、読んでいただく方の関心を引くような、そういう記述になってますので、説明の方は 37 ページ以下のところですね。本文の方になりますけれども、こちらに沿って少しかいつまみながらお話をしていきたいと思います。
　大きく三つありまして、一つが衆議院の選挙制度ですね。二つ目が参議院の選挙制度。それから三つ目が両院共通の問題と、こういう整理をしました。衆参につきましては、制度の概要と、これまでの経緯というのを冒頭に置いています。まず 37 ページの方からご覧下さい。衆議院です。
　４－１の（１）の現行制度については特にご説明必要ないかと思います。それから二番目にですね、制度の制定の経緯なんですが、これどこから始めるのかってちょっと議論をしたんですけれど。やはり今の仕組みの基本を作ったのが「政治改革」であると。これ色んな意味で波及効果があるので政治改革がどういうものであったのかっていうことを一つ確認をしています。特に政治とカネの問題というのがきっかけになって中選挙区が問題なんだと、こういう議論が展開されたわけですね。政党本位、あるいは政権交代可能な仕組みを作ると。こういう旗印のもとに導入されたのが現在の小選挙区比例代表並立制ということになります。それを踏まえた上で問題点、課題、それから今後の論点を提示していくと。こういうつくりになっています。まずその問題点なんですけれども。色々あるんですけれども一つは政

治改革に問題があったんじゃないかというのが一つ出発点になってます。特に民意の集約で政権を選ぶということが強調されたんですけれども、そこに大きな問題があったんじゃないかと。こういう指摘が38 ページの頭あたりにあります。その上で全部で、結構たくさんあるんですけれども、四点ですかね。集約して問題点を整理してますが、まず一つ目が、小選挙区のもとにおける議席の集中っていう問題ですね。得票率と議席率の乖離っていう問題もあるんですが、第一党が七割を超える議席を取るのが常態化していると。こういう問題です。それから二番目が今と関わる死票の問題ですね。つまり投票したくても投票したい候補者がなっていう感覚を持っている方が結構いるんじゃないかと。実はそれは棄権の理由にもなっているんじゃないかと。こういう認識を提示しています。それから三番目がですね、政党本位っていうことが一概には否定しにくいところがあるんですが、他方でどうしても既存の政党有利の仕組みになっているのではないかと。これもやっぱり選択肢を狭めることになっていないだろうかと。こういう指摘です。四番目が最近問題になってきました「一票の較差」の問題と。こういうことになります。

その上で論点を改めて整理すると、一番のポイントがですね、「第１に」、38 ページの一番下のところなんですが、民意の反映とか多様な民意の反映ってことがよく言われまして、これが大事だろうということなんですが、その意味を少し明らかにした方が良いだろうということで少し議論をしました。どういう条件があれば民意が反映されたと言えるのかと。こういうことなんですけれども、一応わたしたちの議論では、選ぶ側にとって、市民の側から、有権者の側からこの問題考える必要があるだろうということで、やはりきちんとした多様な選択肢があるということ。選ぶ側が意味がある選択ができるっていうことが言えないと、やはり民意の反映とは言えないであろうと。ここを少し重視したいというのがこの一番目です。そうなるとやはり既存の政党だけを考えるわけにはいかないというのが二番ですね。さらに前提として投票価値の不均衡の問題も考えなければいけないと。こういうことになります。それから四番目が、やっぱり憲法との関係っていうのも当然重要なポイントになってきます。憲法がどこまでのものを求めているのかっていうのもちょっと議論をしてるところなんですけども、投票価値の平等とか法の下の平等っていう問題が一つあるだろう。それからもう一つが憲法の仕組み全体と上手くマッチした選挙制度を選ぶ必要があるだろうと。こういうことで、これは最近ねじれの問題で少し議論があったところだと思います。それから五番目なんですけれども、やはり大きく制度を変えようとする以上、なぜ変えるのかっていう改革の理念を明確にする必要があるでしょうという、こういう指摘をしています。特にこれは政治改革に触れたことと関わるんですけれど、政治改革でやっぱり中選挙区が問題だと。こういう議論をしたわけですよね。最近復活論もあるんですけれども、その経緯からすると単純に中選挙区に戻せば良いっていう話では中々納得が得られないだろうと。やっぱり明確になぜ何を変えるのかってことが分かりやすく示されなければいけないだろうと、こういうことです。ただ中選挙区っていう選択肢を全く排除して良いのかっていうのはちょっとまた別途議論があるところです。これは今議論を続けているところです。

今後の論点ということで、これも何点かに整理してますけれども、基本的にはやはり民意の反映、多様な民意の反映ってことになると比例代表を中心に選択を考えることになるでしょうということでは一応大筋では合意ができています。ただこの比例代表もかなり幅が広いものですね。どう仕組みを作るのかってことについては随分議論があるところです。それから二番目が既存政党だけではなくて色んな候補者の参入を自由にするような仕組みっていうのが必要だろうと。こういうことで特に政党だけではなくて候補者を選ぶってことをどう考えるのかということを論点としてここでは提示してます。そうなると、色んな形の比例代表があるんですけど、例えばアイルランドの一票移譲式。これもある種の比例代表とみることができます。その他、もう一つちょっと検討課題として上がってますのが、相対多数のい

わゆる小選挙区ですね。単純小選挙区は良くないだろうということは一致があるんですけれども、しかし絶対多数を求めるような、例えばオーストラリアとかフランスみたいな仕組みっていうのも一応きちんと検討しておく必要があるんじゃないかと。こういうことで、一つ選択の候補、検討の候補として上がっていると。こういうことですね。第三が、これは第１部門と関わるんですが、政党本位の仕組みも問題があるだろうと。既存政党有利になっていないかと。こういう話なんですが、これは実は選挙運動の規制が撤廃されていくと自動的に解消されていくという部分がある。そういう論点だと思います。

以上ちょっとたくさんありますけれども衆議院ていうのが大体そういう感じですね。

41 ページからが今度は参議院ということになるんですが、実は参議院についてはあんまり議論が進んでいません。まずは衆議院の方に軸足を置いてこの間議論をしてきました。関連する限度で参議院についても議論をしていくということになりますので、具体的には今後ということになるんですが、とりあえずですね、現行制度制定の経緯をちょっと省略致しまして 41 ページの一番下のところからですね。何が問題で何を論じていくのかと。こういう部分になります。これは一番シンプルな方なんですけれども、一つが投票価値の較差の問題、「一票の較差」の問題ですね。これはまだ残っているはずだと。こういうことです。それから二番目がですね、参議院ってどういう意味を持った制度なのかってことを踏まえて考えてみた時に今の選挙制度が本当に適切なのかと。こういう大きな問題がやはりきちんと議論される必要があるだろうと。これまでは小幅手直しが繰り返されてきたっていうことですね。関連して、そこと関わるんですけども、投票価値の不均衡の是正のために結果的に一人区を増やすっていう調整をしてきたわけです。結果として非常に選挙区間の定数のアンバランスが選挙区選挙では大きくなってると。１から６まであって、しかも１が全体の三分の二ぐらいを占めていると。小選挙区が増えてるっていう、こういう問題もあるだろうという指摘をしております。どうするかっていうことになると、やはり一つはですね、憲法の中に直接選挙される第二院、参議院が置かれてるってことの意味をどう受け止めるのか。ここに問題は帰着するだろうということになります。ねじれっていうのもそこをうまく見定めていなかったから、増幅された部分があるんじゃないかと。こういう話が少し指摘されてます。そういった参議院の趣旨を踏まえた上でですね、どうしていくのかと。こういうことなんですけども、この間少し審議の中で論点として出ていますのは、例えば政党の選択と人の選択の兼ね合いですね。参議院の方はより強く人の選択っていう要素を打ち出すことができるかどうか。もう一つは最近一部にあるように、都道府県選挙区にある種の地域代表的な性格を読み込んでいくと。こういう議論にどう向き合うべきなのか。これは投票価値の不均衡の問題とも関わってきますけれども、参議院の置かれた趣旨を踏まえて検討を進めていきたいと。こういう形になっています。ちょっと具体的な方向はまだ議論されてませんので、これから主にこちらの問題をみていくことになると思います。

それから両院共通の課題なんですけども、これは大きく二点です。一つはですね、ここははっきり方向が出てるんですけども、定数削減問題ですね。この間、何かこう「身を切る覚悟」っていう不思議な表現でこの話が進んできたんですけれど、実は衆議院に置かれた有識者の会議がですね、答申を出してます。10 減らせという答申なんですけれども、実はその中で国際比較や理論的な面から言うと、削減する理由は見出し難いってはっきり述べているんですね。ここは言っておく必要があるだろうと。本来は行革のような話ではなくて、民意をきちんと反映する。それから議会審議をきちんと行なっていく上でどのぐらいの定数が適切なのかと。こういうことを考えなきゃいけないんじゃないか。一方で定数削減を言いながら、他方では投票価値の不均衡に対して是正が進んでいくと少数意見が届かなくなると。こういう批判があります。だけど定数を減らしていくと、当然ですね、人口の小さい地域への配分も大きく減っていくわけですね。その辺り含めてきちんと考える必要があるでしょうと。こういう話です。

もう一つがですね、これも非常に大きな問題として女性議員が少ないってことをどう考えるかという

ことで、数字を出した方がインパクトがあると思いますので、列国議会同盟の統計によると「193ヶ国中157 位」。参議院はかなり改善したんですけれど、これは衆議院ですね。というかなり驚くべき結果になっていると。どうするかっていうことについては少しまだ議論が進んでないんですけれども、クオータのような制度を採ると一番明確ではあるんですが、これ実は憲法問題を含んでいるということで少し慎重な言い回しになっています。もちろん選挙制度の工夫っていうのはいずれ考えられるんだけれども、まずは各党に女性の擁立を促すような仕組みを考えたらどうかと。丁度今国会でも議論が進んでいるところであろうと思います。そんな感じになります。それから、「４」がですね、団体献金の全面禁止って、これはどうしましょう。城倉さんの方からご説明いただいた方がよろしでしょうかね。はい。

城倉啓：企業団体献金のところは、事務局で作りましたので、こちらから説明いたします。骨子のところに、「企業団体献金の全面禁止要旨」とあります。このポイントとしては企業団体献金の全面禁止と、もう一つ政治資金パーティー。これも個人寄附とみなすという形で同じ規制をかけるということでございます。その趣旨としては政策誘導が良くないということです。それと企業団体内部の構成員の政治参加も制約されてしまうと。このような今問題があるので、これらの課題を克服するために企業団体献金全面禁止。政治資金パーティーまで踏み込むのかどうかというのは一つ論点になると思いますので、ここでご確認いただきたいと思います。なお 2015 年に共産党、そして 2016 年に日本維新の会が同趣旨の政治資金規正法の一部改正法案を出しているので、ここでは大いに参考にしたというぐらいに留めておきますけれども、この二つの案を見ながら、参考にしながら条文についても、政治資金規正法、ここだけは政治資金規正法の改正案の新旧対照表になっておるということでございます。よろしくご審議お願いします。

それと前の議論との兼ね合いで言うと、例えば 2000 万円までの選挙運動資金の総枠で規制があると。ところが抜け道があるんならば何の意味もないと。ザルになってしまう。なので、この抜け道を防ぐと。完全にできるかどうかは分からないにしても、今よりもこちらの規制は強くするべきだという価値観が入っているということですので、先ほどの公費負担の話や何やらと関わりがあるということを抑えていただきたいと思います。

小林幸治：はい。ありがとうございました。第２部門からは、大きく衆議院・参議院の選挙制度の改正の方向性と、それとプラスして政治資金規正法の改正ということで中間答申の方では案が出されてますけど、これについて少しご議論いただければと思いますがいかがでしょうか。

三木由希子：企業団体献金の全面禁止の部分なんですけど、内容というよりは、これって国政だけではなくて政治資金規正法って全部入るので、ちょっと国政のところに入っているのはやや違和感があるっていうのが正直なところで、やるんだったらちょっと独立させた方が良いのかなというのが一応提案です。地方議員も知事もそれ以外の団体も全部入っているていう状況で、政党支部に関しては地方議員の政党支部も企業献金・団体献金を受けられるっていう構造になっているので、ちょっと項目として国政のところ外していただいた方が、良いかなということで。はい。それは形式的なことなので整理をしていただくということ、良いですかね。

城倉啓：了解いたしました。目次の、項目立てのところで工夫して、例えば５番と立てて行いたいと思います。

小林幸治：他にいかがでしょうか。

大山礼子：別に趣旨は反対じゃなくて大体そうだと思うんですけど、38 ページの「第１に」っていうところで「得票数と獲得議席数の…乖離」となっているんですけれど、この頃政治学でよく議論しているのは、スイングがすごく大きいっていう話がありまして、イギリスのが出てくるので、イギリスよりもスイングがすごく大きいという辺りも付け加えても良いかなと思いました。

只野雅人：はい。じゃあちょっとそこは検討させていただきます。非常の政治が大きくぶれてしまうっていうことですよね。はい。ここんとこちょっと落ち着いちゃったんですけど、潜在的な問題はあると思います。

片木淳：わたしの方からちょっとお尋ねですけど、元へ戻って「公職選挙法改正提言骨子」の方ですね。簡単な文章ですけども。読む人は膨大だから全部読んでいただくのは中々大変だということ前提で、この辺でぱっと理解するんじゃないかということもありますので、骨子のところで印象なんですけども、確かに中身で非常に議論しなきゃいかん項目も多いということで、こう並んでるわけですね、具体の結論ではなく、方向性として。ちょっとそこでお聞きしたいのはさっき色々ご説明があった中で女性議員のクオータ制の問題とかですね、定数の削減は行き過ぎだとかについては結論は出せるんじゃないかと。当面の意思表示みたいな形でですね。

　それからもう一つ比例代表中心、まあ比例代表に限らないけども比例代表的な制度でいかないと、今までの小選挙区が加味されているような制度だと問題が多すぎるということは、今のスイングの話もありましたけども。ある程度発足当初からのわれわれの共通理解だということになると、ここもまた今日も議論されると思いますけども、あまり個別の最終具体案までみんな一致するもの求めると、いくら時間があっても結論に達しないと思いますので、後もう一年しかありませんし、今回は一ヶ月か二ヶ月ですけども。そういう全体からいくと少し絞って共通理解のモットーに基づいて、哲学論議みたいなところはなるべく止めて、はっきり言いますと、それで出せる結論をもう出していくというのもちょっと欲しいかなと。わたしの希望みたいな話なんですけどね。具体的な話として定数の削減とか見繕ってですね、出せないかなって印象を受けたんですけど、いかがなもんでございましょうか。

只野雅人：そこはもう事実上は結論が出てるということですね。削減は反対だと。ただ何人ぐらいが良いかっていう話になるとちょっと具体的な制度と関わっていくので、ちょっと書きにくいところがあるんですね。書き方としてはかなりはっきり反対であるっていうことが書かれていて、よろしいかなと思うんですが。

片木淳：名前だけは方向性だけど、中身については結構はっきり書いてあるっていうことですね。

只野雅人：ええ、あのそうですね。ただ具体的には何人というところまでは当然踏み込んでいないと。定数です。

　女性議員の方はですね、ちょっと厄介で今国会での議論なんかも見ながらやっていくと。とりあえずまあ政党に流す仕組みを入れなさいと。こういうことなんですけど、今国会はちょっと微妙な感じですか。

小林五十鈴：大山先生がいらっしゃるから、大山先生にお応えいただいた方が良いんですけれど、今わたしたちは超党派で本当にまとまると思っておりましたけど、自民党の中でつまずいて色んな意見があって、延長国会になったので望みは持っているんですけども、今日は少し良い答えが出るかなと思ったんですけど、ちょっと次のところでは何とかちゃんとした答えが出るんじゃないかと。ダメならダメ。継続審議になるとか。そういう推進法ですね、女性活躍推進法について、今、片木さんがおっしゃったようなことが書けるんじゃないかなとわたしは思っておりますけど。大山先生。

只野雅人：法律が通ってくれると書きやすいんですね。これでまずは行けと。ダメなら一歩一歩先へ進む。こういう話になってくると思うんですけれど。ちょっと政治的なところが不透明なので。

片木淳：ちょっとよろしいですか。

只野雅人：はい。

片木淳：ちょっとわからんところがあるのは、政治に任せないというのがわれわれの基本的スタンスですよね。だからお任せしておると、ちょっと失礼ですけど、中々前に進まないと。だからハッパかける

のがわれわれの選挙市民審議会の役割なんで、今のような情勢であればむしろわれわれが今出番になっているということですよね。ばんと言えば良いわけで、何をしてるんだということを書けばよろしいんじゃないかという気がするんですが。いかがですか。

小林五十鈴：毎日のごとくロビー活動して、やっております。超党派の議員立法ができておりますので、そこをやっぱり尊重しながら市民は市民として、団体、クオータ制を推進する会として行動しておりますので、わたしたちは何もしてなくってわたしたちの意見はどんどん言ってます。ですがこの推進法は国会で法を決めてもらわないといけないので、そこら辺りが駆け引きです。

片木淳：そうそうそう。だからわたしもあんまり詳しいことは実は知らないんで、そこら辺は小林さんのご判断もあると思いますけども、言いたいことはですね、今そういう風に超党派で何か方向ができてるんであれば、われわれの市民審議会の答申にもそれを書いてね、それも運動の一環ですから、出せば良いんじゃないかなってことを申し上げたわけなんですよね。

只野雅人：どうしましょう。ちょっと検討させてください。これは調整した結果出来上がった文案ということもあるので、書ければ今こういう法案も出てるので早く推進しろというぐらいのことまでは書けるかもしれない。それと正式にもう提出されてないんですよね、推進法。もう形はできてるけどまだ文言でちょっと揉めているというような、はい、「均等」ってやつですね。法案が準備されてるから早くしろということであれば書きやすいかもしれないですけど、ちょっとそれも推移を見ながらですかね。最終的な部門の締切っていつ頃になるんでしょう。来月の共同代表者会議辺り。

城倉啓：１２月１８日に共同代表者会議がありますので、そこでなるべくなら全部固まると良いですけれども。ただし、１２月１８日という日付で言えば、今回の臨時国会は１２月１４日までと伺っておりますので、その国会の動きはわかるという形になると思います。１月２４日が中間答申の確定・発表の日ですので、ぎりぎりまで待つということももちろん他の案件であってもありえるという風に思います。その場合にはほぼ承認という形を約束してもらわないとまずいですけれども、手続き上はですね。というような日程だと思います。

小林幸治：はい。その辺りはこの国会の状況とか公表されている案があればそれを少し紹介することは可能だと思うんですけども。あとはここで市民審議会として打ち出すことが運動的にプラスになるかどうかという判断も含めて、第２部門で引き取っていただいてどういう風な形でいきますかと。片木さんおっしゃるようにかなり具体的な後押しになるんであればそれを示した方が良いのかもしれませんし、その辺のご判断は第２部門の方で引き取っていただいて、ということで。

只野雅人：はい。分かりました。もう一つは比例代表の話ですね。本文の方では比例代表中心で大体方向は決まっているということが書いてあるんですが、ⅳページの要旨のところですね。ちょっと曖昧といえば曖昧でしょうかね。ただあの、実はちょっと色んな要素がありまして、まだはっきりこうだと言いにくいところがあるんですね。短く書くとこのぐらいかなということでこういう文案になってますけれど、本文の方はもう少しはっきりと書いてあります。

小林幸治：第２部門でも引き続き少しご検討いただいて、ということでよろしいでしょうか。他にご意見、ご提案などありましたらいただければと思いますけどいかがですか。よろしいですか。よろしければ一応今日のところは第２部門は確認ということで終えさせていただければと思います。それでは引き続いて第３部門の方からご説明、ご提案いただけますでしょうか。

三木由希子：はい。第３部門はローマ数字で言うと、ⅲページ、本文は 30 ページからです。「身近な選挙を政策で選ぶ選挙に」ということで、検討したのは中間答申の段階でまとまっているのは市区町村議会選挙と都道府県議会選挙・政令市議会選挙についての選挙制度改革ということになります。選挙は国政の問題だけではないというそもそも大きな課題があって。国政については選挙制度について政治改革

とか、あるいは定数の問題、一票の較差の問題というものもあって、割と議論をされてるんですが、地方議会選挙は、一般的にはあまり広く議論されていない。あるいは注目をされていないという問題があります。なのですが、市区町村議会選挙も都道府県議会選挙も大いに課題と問題があるという状況について、まず色々と大山先生から情報提供いただいたりご提案いただいて共有した上で、どういう選挙制度改革ができるのかという検討をしてまとめたものが今回のものです。

本文の方を見ていただいた方がこの件については早いと思うので、概要よりは本文を見ていただければと思うんですけども。まずちょっと前提認識として簡単に説明をさせていただくとですね、地方議会選挙は投票率どんどん下がっています。五割を切っている、平均にすると五割を切っています。この投票率が。それから、都道府県議会選挙、町村議会というくくりで言うと、二割ぐらいの選挙区あるいは選挙で無投票という状況になっているという問題がある。身近な選挙なんですが選挙参加がどんどん低下しているという状況にある。それから人材の供給に関しても非常に偏っている状況がある。特に町村議会選挙では顕著で議員専業というのはそもそも少ないんですね。二割弱ということでそれ以外の農業林業とか建設業卸小売業と、別の業態を持っている方が議員になっているという傾向がかなり顕著にあるということで、議員の人材供給も割と偏った傾向が出ているということ。それからもちろん女性議員が少ないっていう、そもそもの問題もある。年齢も町村議会選挙にいくと七割以上が 60 歳以上という状況にあるということなど、政治参加については投票だけではなくて、実際に政治の場に参加する層についても、かなりの偏りがあるという状況にあるということですね。一方で平成の大合併の影響もあって、市区町村議会議員に関しては四分の一くらいに数は減っているということで、人数が減ると多様性の確保については一定の工夫をしないとなかなか難しいという状況も出てくるというところで、どのように選挙制度改革ができるかということが、まず大前提の問題意識としてあるということを、ご理解いただければというふうに思っています。

それで、市区町村議会選挙に関して言いますと、今は一つの市区町村が一つの選挙区として、そこから一名だけ選ぶという仕組みなんですけれども。そこをですね、制限連記制を導入するということが、今回の提案の中心になります。具体的な改革の内容については、32 ページを見ていただくと書いてあるんですが、議会の定数に応じて、2 名から 5 名までの複数候補者に投票できるようにするというのが、今回の提案です。具体的には、議員定数に応じて配分していくということで、大体定数に対して 1 割くらいになるような形で、複数候補者に投票ができるという仕組みを、今回提案をするということになっております。で、市区町村議会選挙に関して言うと、都市部ではまだ政党というものがある程度機能しているんですけれども、小規模自治体にいくとあまり政党化されていない議員が多い。無所属候補者が非常に多いということもありますので、例えばクオータなどは政党ベースに話していることが中心なので、女性議員を増やすにしてもクオータのような仕組みを入れて町村議会・市議会に議員を増やすというのは多分無理だということになると思うんですね。なので、複数投票できるというところで、選挙運動の中でのグループ化を促す、政策を持った同志のグループ化を促して、そこでなるべくそのグループを前提にした選挙運動を通じて、いろいろな人が参入しやすいようにしようというのが一つの狙いであります。それから、一人を選ぶという選挙なので、名前を覚えてもらうということが一番大事という選挙になってしまうと。そういうところを考えると、そもそも政策の議論になりにくい選挙制度であるということがありますので。政策のグループ化とか、政策を中心に人がまとまるということになれば、政策についての議論も少しは促進するのではないかということを想定しているということであります。

今ですと、それこそ無投票とか一人しか落ちませんという選挙はですね、投票者のほとんどの意思が反映されるという選挙になっているんですが。一方で候補者が多い地域は、死票もかなり多いという状況になってくるというところがありますので、より多くの人に選ばれた、より多くの有権者が選んだ議

員によって構成される議会という意味では、複数への投票だとどこかで必ず民意が反映される可能性が出てくるということで、そういう効果も期待できるのではないかというところを考えております。あと、市区町村議会に関して言えば、大きな変革を前提にした選挙制度改革はなかなかハードルが高いのではないかということで、抜本的に選挙区を作るとかですね、政党化を促すということではなくて、現状の仕組みの中で、できる範囲・可能性のある範囲でかつ政策化をある程度促せるということで、今回の制限連記制というものを提案させていただくということになりました。

都道府県議会選挙と政令市議会選挙は、大選挙区ではなくて同じような選挙区制度であるということですので、これは同じ選挙制度の改革のベースで議論をするということで、今回都道府県と政令市は一緒の内容の提案とさせていただきました。

改革の内容はですね、これは比例代表制にするということであります。問題としては、都道府県議会で言うとですね、選挙区割りがかなり無理が来ている状態にあると。市区町村の存在を前提にした選挙区割りをすると、国政よりも 1 票の格差がひどい状態が是正されないという問題がある。それを無理やり分けようとすると、飛び地が増えるとか、非常にいびつな選挙区割りになっていくということなりますので。前提としては、選挙区割りは諦めた方が良いのではないかというところで、提案の内容としては、比例代表にすると。都道府県に関しては、まだ政党が政党として存在していると、ミニ国会みたいな様相がある程度あるということになりますので、政令市と都道府県であれば、比例代表という選挙制度でも成立するのではないかということで、全県 1 区を前提に比例代表、場合によっては分けようがあるのであれば分けるということもあり得るのではないかと思うんですけれども、一応全県 1 区での、或いは政令市 1 区での比例代表ということを想定しているということであります。

投票方法に関しては、例えば今の参議院のように、特に名簿に順位が付いていなくて政党への得票と個人の得票に応じて当選者が決まっていくという仕組みというよりは、両方できるようにしようと、参議院の仕組みと同じようなものでも、政党は名簿を出すことができますし、順位を付けるということもできるということで。ただし、立候補者が特に自分の名前を書いてほしいとか、あるいは投票者が立候補者の名前を書きたいというニーズもあるようだというお話ですので、政党の名前だけではなくて、立候補者のお名前も書けるという仕組みも併存させるということで。ちょっと仕組みとしては、瞬間的に理解しにくいかも知れないんですが、順位の付かない名簿でも、順位を付けた名簿でもＯＫと。それから、個人に対して名前を書くことでもＯＫと。但し、当選のさせ方については、名簿が付いていないものについては多く個人名を書かれた人が当選するという参議院と同じ形になると。順位が付いているものについては、配分方法を考えるということで、個人得票の配分方法を全体の得票の配分方法を少し変えるということの提案をするということにしました。つまり自分の名前を多く書いてもらった人の努力がある程度報われるという仕組みにするという提案にいたしました。

で、都道府県の場合とか、国政もそうだと思うんですが、やはり政党という存在を無視して選挙制度も議会政治もなかなか動かないところはあるので。政党を育てるという観点からも都道府県・政令市とか、国政から少し一段下がったところでも政党を育てるというような選挙制度の仕組みがあるというのは、それなりに意味があるのではないかということですね。あとやはり 1 票の格差というものの是正というのは、こういうものを通じて図られるのではないかということでもあると。それから、無投票当選が多いという状況を少し変えるという意味では、そういう効果もあるのではないかと。あと、都道府県議会選挙の場合は、小選挙区から大選挙区に近いまで、選挙区ごとにかなり定数にバラつきがある状態なんですね。最大が 17 人で最小が 1 人っていう状況ですので、その選挙の仕組みがそもそも死票をかなり生み出しているということもあるので、そういうものも是正されるのではないかということで、今回の提案とさせていただいたということであります。いろいろとご意見があると思いますので、それは是

非この場で出していただければと思います。よろしくお願いいたします。
小林幸治：はい、ありがとうございます。それでは、今の部分ご議論いただければと思いますが。先に太田さんこれに関係するところで文書を出していただいているということでよろしいですか。少し説明お願いします。
太田光征：はい、ＭＬで書いた文章を、実は城倉さんが全部印刷してくださったということを、今日気づいて恐縮しています。ありがとうございました。
　第３部門で議論されている地方議会の問題点は理解できるのですけれども、それを選挙制度で解決すべきなのかどうかという論点ですね。政党化を促すということが立法目的になっているわけですけれども、それを本当に選挙制度という手段で実現してよいのかどうか。それから、地方政治の中で政党化を促すということをやってもいいかどうか。特に比例代表制を単純に無所属候補にも適用しますと、死票が確実に増えると思われますので、地方政治における無所属候補の位置づけを低く見るという前提に立っている訳ですよね。第２部門では、90 年代初頭の政治改革について批判的な見方をしている訳ですけれども。この政治改革の教訓として、私が一番思うのは、議員選出以外の目的、例えば政権交代を促すとか、政治腐敗をなくすといった目的を、選挙制度の改正でもって実現しようとした、その結果が今現在の状況をもたらしている。これをやはり一番反省しなければならないと思いますので。ここで、第３部門の両案で言われています、政党化・グループ化を促すという立法目的を、選挙制度でもって実現しても良いのかどうか。まず、そこの論点が重大だろうと思います。
　それから各論について言いますと、そもそも制限連記制というものを皆さん大体はご存知だろうと思いますけれども、投票行動が読めない制度ですね。例えば連記数５なら５でもいいんですけれども、５票全部投票する人もいれば、１票しか投票しない人もいると。で、候補者数が５人の政党はこれを支持する有権者の皆さんは、多分５人に一人ずつ投票するんでしょうけれども。例えば社民党のような３人位の候補者しか立てていないようなケースだと、残りの２票どうするのかと。全く投票しないのか、別の政党に投票するのか、迷いますよね。別の政党に投票しますと、その投票した候補者が有利になる訳ですね。そうすると、社民党候補者が落選する可能性も出てくるということで、非常に迷ってしまうと。ということで、戦略投票も促しますけれども、どう投票していいのか、迷ってしまうということで、なかなか結果が読めないし。有権者の選好、そういうものを本当にこの制限連記制で評価・測定できるのかどうかというのが大変疑問です。ＭＬでお示ししたシミュレーションによれば、その得票率と議席占有率に大きな乖離が生じるということも推測されるのが、この制限連記制という制度です。ですので、そのようなリスクがあることを知りつつ政党化などを促すということを追求しても良いのかどうかですね。同じようなことは、都道府県議会選挙における単純比例代表制でも同じでして。やはり確実に無所属候補に対する票の多くの部分が死票になりますので、本当にそれでもいいのかということが問われていると思います。長くなるといけませんので、とりあえず以上です。
小林幸治：今のご意見については、どうですかね。
三木由希子：むしろ、そういうご意見も受けて提案をしているので、他の方からのご意見をいただいた方がありがたいかなと思うのと。大山先生何かあればという感じなんですが。
大山礼子：他部門の方はご存知ないので、太田さんのご意見に対しては何度も第３部門の中でお答えしてきているんですけれども。シミュレーションについては、多分そのグループ化というか、候補者の側が少しグループを作って動くんじゃないかという効果が全く入っていないので、多分このシミュレーション通りとはならないと思います。
　それから、要は一番良い理想の選挙を哲学的に論じているのではなくて、今の議員の方にとってもこの位の変わる程度だったら仕方がないかというところで受け入れてもらえることを考えて、ご提案して

いるものです。それから、選挙制度で政治を変えるなって、でもそのために選挙制度市民審議会やっているんじゃないですか。政治を良くするためのとっかかりの一つとして選挙制度を少し動かすということで、ちょっとでも良くなればということがあります。

もう一つは、地方議会って何やっているかわからないって、市民から全く見放されている訳なんです。なので、変わりますよということを何か示す必要がある、それは緊急課題だと思うんですけれど。そういう意味で、いくら議会改革をやっても、興味のない人には全く伝わらないんですけれど、選挙制度が変わるということは少なくとも選挙しに行く人にとっては、変わったなということがわかるという訳なので。そういう意味の宣伝効果みたいなところも狙っているというところでございます。

三木由希子：すみません、一点だけ補足をするとですね、例えば都道府県の比例代表も無所属が立候補できないということではなくて、政党ベースにして無所属が 1 人会派みたいな形で立候補することはできるということで。無所属はもしかしたら当選しにくい要素はあるかも知れませんが、無所属を認めないとか排除するという趣旨と意図で提案しているのではないということだけ付け加えておきます。

小林幸治：はい、他の方からもお願いします。

小澤隆一：この二つの提案、私もこういう方向性で地方政治が変わっていくのがですね、日本の将来にとって望ましいなという感じを持っています。このご提案では、直接は触れておられないですけれども、私が考えるところは、こういう提案が出てくるというのは日本の地方選挙の二元代表制があるんだろうと思うんですね。現在の日本の都道府県、市町村は二元代表制で結局独任職の首長を選ぶということになっていると。それとの対抗でもって、今の市町村の選挙制度と、正直言って制度的には無責任体制になっているんじゃないかと思うんですね、議員が。結局、議員は自分の地盤を、それこそ小さな自治体であればですね、自分の住んでいるところの近くの人たちの票を集めてですね、なんとか当選できちゃう。十分の一、十五分の一が支持してもらえばそれでいいわけですから。そうすると結局、そこのところの民意だけを意識していればいい。だけども村全体、町全体に対しては無責任であると。もっとも、すべての議員が無責任じゃなくて、首長と相談しながら、或いは役場と相談しながら、政治家として仕事やっている人は中にはいるんでしょうけれども、結局それが一般有権者からしてみると、目に見えない形になっちゃうわけですね。それを言わばグループ化という形で可視化する。それが都道府県であれば、比例代表選挙にする。比例代表選挙というのは、私はもしかしたらオリーブ型もあるんじゃないかというイメージで受け止めているんですね。国政と地方政治は、またちょっと違うと。我々政党はオリーブでもって、地方ではひとつの統一名簿を作ろうと、その統一名簿の中に近しい無所属議員を一緒に入ってもらおうじゃないかと、そういう多様なあり方がここから始まるのかなと、そういう希望も感じながらこれを受け止めています。ともかく現在の二元代表制は、これは残念ながら憲法改正しなければやりようがありませんので、その下で選挙制度を変えることによって、現在の市町村・都道府県の政治における構造を変えていくと、そんなふうに受け止めましたけど。そんなコンセプトを、第 3 部門でもお持ちなのでしょうか。

三木由希子：はい、今の状況を制度を変えずに改革しようというのは、多分大山先生もおっしゃった通りで、おそらく難しいんじゃないかという。まあ個人的に思うことはですね、当選後に会派が勝手にできて、どんどん分裂してはまたできみたいなことを繰り返していると、一体地方政治の会派とか政策グループってどんな役割があるのかわからないというのは、正直あると思うんですよ。そういう意味では、今の状況を是とするという議論はやはりできないというところで、多様な可能性を導入するには仕組みを変えるということになるのかなということですね。あと二元代表制ということは、意識はちゃんとしておりまして、今回間に合わなかったのですが、首長選挙の選挙制度改革というのもこの先検討して提案をしたいということで、もしかしたらそれがまとまった上で二元代表制というものについて地方政治

として位置付けるということを、答申の中に書く必要があるのかなというふうには思います。もし大山先生何かあれば。

大山礼子：補足ではないんですけれども。やっぱり無所属が不利になるという誤解を防ぐために、ちょっと 34 ページの一番下の、２）－①投票方法のところに「有権者は、政党／グループ」のあとに（候補者 1 名のみグループも認める）とかいうふうに書いた方がいいかなと思いました。でないと、一人じゃ出られないのということになるので。それからすみません、35 ページのごちゃごちゃしている計算方法についてですが、第１順位にＸをやっちゃうとちょっと多すぎるんじゃないかということで、０.５掛けたんですけど、そうすると引いていくものも０.５掛けないといけないのでＸ÷Ｙ×０.５という、そこを入れていかないといけないので、すみませんそこだけご訂正ください。

桂協助：まず市町村選挙のことですが。連記制を採るということでグループ化を推進するということ、政策に基づく選挙を推進すると、こういったことは、この制限連記制を採ることによって促されることはまず間違いないと思います。要するに民主政治を向上させる、推進していく、前進させる、そういった役割を果たすために選挙制度はある訳で。そういった体制を変えるために選挙制度を活用する、利用するということは、当然なければいけないことですよね。ですから、そういう意味で制限連記制を採るということは、妥当なことだと思います。現実的でもあると思いますね。是非これはやっていくべきだと思います。

それから、都道府県の方ですけれども、比例代表制をやっても良い状況にあることは私も同感です。が、全県 1 区が果たして妥当なのかどうかというのは、今後検討の余地があるんじゃないかと思うんです。全県 1 区を採れば、おそらく比例選挙で、全県 1 区の候補者でもって全て当選者を出せるという仕組みにできるでしょうから、無所属であろうが、政党であろうがともかく得票に応じたと言いますか、当選ラインを超えれば 1 議席確実に取れるわけで。太田さんの杞憂は当たらなくなりますね。問題は、選挙区で当選する議席のほかに、比例配分用に議席に配分すると。こういうドイツなんかの二通りの仕組みを持ったものの場合は、比例配分は政党に通常配分しますので、その場合無所属一人 1 党という扱いにしても、無所属候補にとって不利になるということは否めないということですね。ですからいずれにしても、比例選挙制度の仕組みをどういう仕組みにするかということで、無所属にとって不利・有利といったことが出てくると思います。決して不利になる制度ばかりではないということだと思いますね。

あと、今大山先生のお話にあった当選議席の決め方なんですけれども、ここは政党の得票を、その政党名での得票合計を配分するわけですけれども、配分した結果はその政党得票に合致させた方がいいと思うんです。この計算多分合致しないと思うんですね。得票総数を配分していった結果をあらためて合計したときに、得票総数と合致しなければいけないと思います。

大山礼子：それは、名簿への議席配分の話ですよね。

桂協助：名簿への投票を候補者に配分するわけですよね。当選順位を…

大山礼子：つけるために。

桂協助：すでに付けてあるわけですよね。

大山礼子：はい。

桂協助：それに対する配分の計算でしょう、これは。

大山礼子：ですから、例えば 1 位に載っているということによって、個人票をどの位獲得したとみなすかという話です。

桂協助：だから、1 位から 2 位 3 位と配分するわけですね。

大山礼子：減っていくんです。

桂協助：この計算で配分している訳ですよね。

大山礼子：だから、別にただ順位を付けるためだけの話なので、全体の政党に対する投票総数と合致する必要はないと思うんです。
桂協助：ですけど、片方にそれぞれの候補者が獲得している票数がありますよね。それと…
大山礼子：それと合算するんです。
桂協助：合算するわけですよね。合算する票が、同等でなければいけないと思うんですよね。配分された票と…
大山礼子：別に同等である必要はなくて…
桂協助：それぞれの１票がです。政党名で受けた１票と個人で受けた１票と…
大山礼子：それは最初に全部まったくただ合算して、そこの政党への配分議席を決める、そこはよろしいですよね。最初その政党への配分議席を決めるときは、普通にただ個人名全部合算してそれと政党への得票も合算して、今の参議院と全く同じように決めます、まず。そこはよろしいでしょうか。
桂協助：候補者が受けている個人名の票と、政党名で受けた票をその候補者に割り振ってそれを合算する…
大山礼子：割り振るという考え方じゃなくて、割り振る必要はないんですよ、別に。政党名の合算したのをみんなで分捕って分けるという必要は全くなくて。要するに、順位を付けてあるということの効果が、その人の個人票をどれくらいとったとみなすかというだけの話なので。みなした票の合算が政党名での票の合算に一致する必要はないと、私は思うんですけど。順位付けの理屈だけなので。だからこれどう変えても、これは一案なので、別に０.５しなくても構わないんですよ。そうすると、多くなっちゃいますけど。この前の時に、多分Ｘにして、次の人Ｘ－Ｘ÷Ｙにする話をしたら、そうすると全体の得票が多くなって票をすごく多く勘定することになりますよねというご意見出されたと思うんですけど。確かに、そうしたって構わないんですけれど、それだと政党が付けた順位の重みというのが非常に重くなって、ひっくり返すことが難しくなるので、それでまあ０.５くらいしてみましょうかっていうことにしただけです。だから、もっと低くしたって構わないし、もっと高くしてもかまわないです、それは。ですから、政党の付けた順位をどれ位の重さで判断するかというだけの操作の話なので。
桂協助：ちょっと未だに私は理解できていないので、すみません、この質問一旦引っ込めます。はっきりしたら、またお尋ねしますけれども。
田中久雄：今の議論、ＸＹの議論ですけど。０.５というのは、僕は低すぎるみたいな感じするんですよね。この間の参議院の全国区ありますよね、それで政党で投票してもいいし、個人名を書いてもいいと。その割合がですね、大体８割が政党に投票したんですよ。2 割しか個人に投票していないですね。ですから、かなり政党の比重が高いということですよね。みんな個人の誰を選ぶかというよりは、むしろこの政党が好きだとこの政党を支持しますというウエイトが高い訳ですよ。それが実際の参議院の全国区の実績なんですけど。「明るい選挙推進協議会」ですか、あそこで選挙終わった後に毎年世論調査やっていますね。その時に、衆議院も含めてですけど、「どういう基準で投票しますか？」と、政党基準だという人がですね 5 割を超えているんですね。人物で投票するというのは 3 割か 2 割弱と、あとはどちらとも言えないというような感じでね。だから、かなりのウエイトは個人よりも政党で選択しているという実績があるので、ここは慎ましく０.５としていますけれども、０.８くらいにしてもいいのかなと、私自身はそういう私見ですけれども。これは、今後の議論で詰めていただきたいと思いますけれども。こういう制度っていうのは、僕はあんまり知らなかったんですが、現実にどこかの国でやられているんですか。
大山礼子：この計算式は、本当に思い付きでオリジナルなんですけど。ですが、順位を付けているけれども、個人票も認めていて、ひっくり返せるという仕組みは北欧などで導入しています。ただ、それは全部順位付けてくれないとできないので、順位を付けてもいいし付けなくてもいいということにしたの

で、さあどうするかっていうのでちょっと考えたんですけど。だから、全部順位付けてもいいというふうにするなら、こういう面倒くさいことは要らなくて、何票以上取った人は、例えば政党票の何分の一以上取った人は１位に繰り上げるというようなことで済む。それは北欧でもやっております。

田中久雄：この市町村の選挙制度それから都道府県の選挙制度、私はこれで賛成です。やはり、グループ化と政党化というのは地方政治において僕はもっと進めるべきだと思います。先ほど太田さんが、政党化とかというものが選挙制度の中でやっていいのかと疑問を投げかけるご意見出されていますけれど、私はやっぱり政治のあり方と選挙制度というのは裏腹な問題で、どういう政治が望ましいのかということのために、選挙制度はどうあるべきかと、選挙制度はそれを抜きにして、中立的・機械的・合理的な判断で一番いい制度は何かということをいくら考えてもそんなにいい答えが出てくるんじゃなくて、現在の政治の中でどういう選挙制度が求められているかと、それを我々の政治に対する考え方とか価値観とかいうものが反映されて、選挙制度というのは作られる問題ではないかと考えています。

35 ページにですね、政党を育てると言うね。僕はこれでいいと思うんですけど、その中身があまり積極的な意味付けとか価値観というのが入っていないんですね。もう少し、なぜ政党を育てる必要があるのかということを、もっと丁寧に説明した方がいいんじゃないかなと。市町村の方の設明の中で、グループ化・政策本位の選挙とか、そういう中にもチラチラとありますけれども、それは多分都道府県の政党を育てるという中でもほとんど同じような理屈だと思うんですけれども、もうちょっとその辺の説明というか外の人たちに対して理解していただくためには、もうちょっとここを丁寧に説明した方がいいのではないかなと。

それともう一つは、その場合色々既存の政党ということが皆さん頭に最初に浮かぶと思うんですけれども。基本的に国政の場合も同じですけど、新規の政党が参入しやすいとか、或いは政党資格が低いハードルで参入できると、そういう仕組みですよね。北欧なんかでは、ある程度有権者の一定数の数があれば政党の登録ができると。日本のように議員が５名いなきゃいかんとか、得票数が２％超えなきゃいかんとか、それで選挙運動とかの制限を受けるとか政党助成金が受けられないとかっていう、非常に実際の選挙運動に於いても政党活動に於いても、ハンディが新規参入の場合あるという仕組みはやはり変えていかなきゃいけない。その上で政党を育てるということがその後に出てくるんではないかということで、是非政党自体が誰でも簡単に作ることができると、ある意味じゃ無所属候補と政党というのが、すれすれで境がないみたいな。無所属の議員でも何人か集まればすぐ政党ができるという形であれば、非常に風通しのいい、誰でも政治に参加できるという制度になるんじゃないかと思いますので、その辺もご検討いただきたいと思います。私はこの案でいいと思います。どうもありがとうございました。

片木淳：今のお話しと同じなんですけれども、説明のところ丁寧にというお話ありましたけれども、まあさっきの問題意識と一緒ですが。ローマ数字のⅲページの骨子のところで、「そこで、・・・・・『制限連記制』を導入し」っていうのがありますね。上の段とちょっとつながりが悪いかなという気がして、いろんな問題があって「社会状況の変化を受けて、従前の選挙制度を継続するだけでなく議員をどう選ぶかということも検討すべき状況にある。」と。そこまでわかるんですけれど、そこから「制限連記制」にどういう論理でつながるのかがちょっと見えにくいかなというのが私の印象です。それから同じことで、次のⅳページですね、上の方で３行目あたりに「選挙区ごとの定数は１名から十数名までのばらつきがあり、いびつな制度…」となっているんですが、このばらつきがあったら、なぜいびつなのか。どういう意味で悪いのかというところで、私も勉強不足なんですけれども、説明してほしいなという感じがいたしましたけれども。

三木由希子：ちょっと答えではないんですが、まず都道府県議会選挙・政令市議会選挙に関しては、本当は私が手を入れなければいけなかったんですが、時間切れで入れない状態でちょっと出しておりまし

て。少し表現については、第３部門で皆さんにもお諮りしながら調整をしたいと思います。感覚的に読んでつながってわかる形にしないと、なかなか理解していただけないというのは、皆さんご指摘の通りなので、そうしたいと思います。

それから、政党に関して言うとですね、政党という言葉がかなり誤解を招というく可能性はあると思っていて、市区町村議会選挙とかは割と意識的に整理をしたんですね。政党というと、今だと政党助成法とか政治資金規正法とか、ある意味政党そのものの定義をしないで、規制とかお金を出すというところで要件付けをするという以上のことを、日本の仕組みの中では基本的にしていないというところがあるので。政党というものをどうするかという話は、多分第３部門だけの問題ではないだろうということなので、都道府県議会選挙のところでの政党という言葉の使い方は、少し整理をした上で趣旨を明らかにしてまとめをしたいと思います。特に地方議会の場合は、ローカルパーティも結構あってですね、活動を長く続けているローカルパーティもありますので、むしろそういう所を促すべき、つまり国政にからめとられない所で地方議会・地方政治はあってもいいというふうには思いますので。そこはちょっと意図と趣旨を明確にした形で整理をしたいと思います。

それから、片木代表からあった所も、少し市区町村選挙に関しては表現の仕方というか、まとめ方を変えたいと思います。で、いびつな制度と都道府県議会選挙・政令市議会選挙で表現をしているのはですね。それは、小選挙区・中選挙区・大選挙区ともそれぞれ選挙制度ごとに特性が異なる、つまりそこで動く力学とか異なるということがあって、中選挙区を廃止して小選挙区とか、大選挙区ではなく小選挙区とか、そういうふうになっている異なる選挙効果があるものが一つの選挙制度に入っているということを、いびつな制度という風に表現をしているのですが。そこも多分伝わりにくいところだと思いますので、そこも少し説明の仕方を考えたいと思います。ありがとうございました。

石川公彌子：やはり政党とかグループを有権者の側が選ぶという側面が、この制度改正だと強くなってくると思うんですけれども。一方で、地方議会だと特に選挙と選挙の間にグループが入れ替わってしまうということがあって。それが政策を理由にしたものであればまだしもですね、すごく些細な人間関係の対立であったり、席が隣りになるのが嫌という理由でグループが組み替わるなんていうことが多々あってですね。余計に選びにくいということがあるので。例えば、選挙と選挙の間に移動を禁止するなんていうことを設ける必要があるとお考えなのか、それとも必要ないとお考えなのか、その辺をちょっと伺わせていただきたいと思います。

三木由希子：正直、そこまでは意識して議論していないですが、なので、私の個人的な理解ではあるんですけど。結局、議員が議員として権限を持っているというか、正統性を与えられるというのは、選挙を通じてしかない訳ですよね。そのあと、4 年間の任期をどう活動するかということなので。選んだ時点での政策とか枠組みというものに対して、ある程度有権者として信任を与えたということであれば、本来であればその前提で政治活動してもらわないと困るということではあると思うんですよね。ただ、じゃあ選ばれたらその選ばれた時点で 100%すべて拘束されて自由がないのかとなると、それは、その政治信条の問題とか、些細な人間関係というのはちょっと論外だと思うんですけど、政治信条とか政策の違いが出てきた時に全く認めないかという話になると、それもちょっとやり過ぎだろうということにはなると思いますので。そういうグループの解体とか、分裂とか、烏合の衆のように集まるということを、有権者がそういう議員をどう思うかというふうに選ぶような仕組みであれば、制限連記制がそういう仕組みになっていけばいいのかなと思っていますが、ちょっとそこはどうですかね・・・。

大山礼子：実際問題として、多分無理だと思いますそれ。なぜかと言うと、国政についてはそういう条項あるんですけれども、比例で当選した人が敵対する方に移ったらダメだというのはあるんですけれども。それは、与党と野党があって、こっちが政権に担っていてみたいなことがあるので、反対側に移る

のはルール違反だというのが言えますけど。二元代表制なので、そこのところがどこに移っちゃダメで、どこに移っていいのかというのは、多分線が引けないので、実際にはおかしいとは思うんですけれども、法的に処理することは多分無理なんじゃないかと思います。

小林幸治：他にいかがですか。太田さんからのご意見、少し原案からすると否定的というか、代案というかそういうお考えだと思いますが、この会は特に採決とって決めるような場ではないと思うので、皆さんの一定程度の合意の上に、一応こういう方向でこの方針でということで、進めたいと思っているんですけど。太田さん、あらためていかがですか。皆さんのご意見を聞いた上で、何かご意見が更にあれば。

太田光征：まあ、意見を言えばたくさんあるんですが。国会でこの法案を通す見込みを考慮して、制限連記制ということを提案されている訳ですけれども。連記する代わりに優先順位をつけるという選挙制度もある訳なんですね。単記移譲式比例代表制ですけれども。それも形式的には連記制度と似ている以上に、投票価値の平等をもたらすという点で優れていると思いますけれども。なぜこういう制度ではダメで、制限連記制なのかという点につきましては、大山委員のご見解では、政治家というのは順位付けをされるのが嫌なので、これは国会議員に持って行った時に通らないだろうという見通し…

大山礼子：それだけじゃないです。順位を付けるというのは、確かに世界のいろいろな選挙制度を知っていて、これがいいと思うのはわかるんですよ。それは利点あるんですけど。やはり今の選挙制度からすごく離れているんですよね。そこがわかりにくい。制限連記だったら。一人選んでいたところを、二人選べるようになりましたよというだけの話なので、わかりやすいんですよ。都道府県だって、いろんなことを本当は考えられるんですけれども、参議院でやっていることに近い、それちょっと変えるくらいのことじゃないと。あんまりいろんな所で、それぞれのレベルで全く違うものをやるというのは、私はちょっとまずいと思います。そちらの方の判断が大きいです。

太田光征：どうなんでしょう。そこら辺そんなに違うと皆さんお考えですかね。

小澤隆一：私はとてもよく考えられた制度だなと、実際に検討の場に居合わせていないので、思った次第です。と言いますのは、今太田委員がおっしゃられた単記移譲式、これでいくと下手をするとですね、地域ボスがいたりして、ものすごい得票を取ると、俺のおかげでお前たちは当選したんだと、こういうふうな力関係がそこで働くと、地方自治にとって決して望ましくないことが起こったりはしないかと。それと、私は住民自治・団体自治という観点から地域住民が議会選挙の時に、政策あるいはグループを可視化して選べるという、そこのところにはとてもいい要素があるというふうに思っているんですね。と同時に、やはり地方自治なので、政党化っていうのは下手すると系列化にもなるので、要は国政・中央政府に対して首根っこを押さえられてしまうような状況にならないようにというのは、これは選挙制度じゃなくて、国と地方の関係、国と地方のところで手当てするべき問題なのかも知れませんが。でも、これを導入するということは、ある種の系列化は起こり得るので、それでも尚ちゃんと住民自治・団体自治が守られるという、そういう配慮がどこかで必要なんでしょうと、それは私たちのこの審議会の課題を超える大きな問題なのかも知れませんけれども。それまで全部やってくださと注文するのは、第３部門には申し訳ない話なんですが。そういったものもどこか念頭に置きながらやっていらっしゃるというふうには思っています。

小林幸治：いかがでしょうか。ほかに何かご意見ありますか。

桂協助：この制限連記制というのは、結構劇薬だというところがありますね。先ほど太田さんが社民党に対しては非常に不利というふうなお話しありましたけども。例えば一自治体の中で３名連記する中で、社民党の名前を出して申し訳ないけれども、３名取れているところはほとんどないのではないかということですね。そうすると、連記制にそのまま移行して、従来通りの運動をやっていたら全滅すると、こ

れはもう避けられないことですよね。ですけれども、今のままで社民党やそういった勢力の弱い状態で推移している政党が、今の選挙制度の中で続けて行っていいのかというと、確実にじり貧になって消滅していくという流れになっていくだろうと。それよりも、３名なら３名という、あるいは４名５名というグループを組む、連帯を組むという、そういうハードルを作っていった方が今後の成長につながっていくと。そういう成長を促すためにも連記制の方が、私は日本の政治を前進させていくということではいいと思います。つらいけれども、それをやらないといけないと思うんですね。伸び悩み、停滞しているところっていうのは、自分たちが今までやってきたことをもう一度振り返って、組織の実態がどうであるかとかですね、他と共通点があれば組めるようにしていくというようなことを図っていくとか、そういう色んな努力が促されることになっていきますので、私はつらいけれどもこの連記制を採ることによって、前向きの活動が生まれてくるだろうというふうに思っています。

山口真美：全体として、この意見に賛成か反対かという意味でということで、私は制限連記制についてあまりこれまで議論してきたことがないので、新しい提案として受け止めていまして。最初は確かに私も制限連記制というのは、非常に票が読めないんじゃないかという意味で、受かりたい側からすると危険な選挙制度だなと多分感じるだろうなと思うんですけれども。選ぶ側からすると、そこにきちんとした政策によるグループ化だとか、私たちを名前で選ぶと同時に政策で選んで欲しいというような提案ですかね、それは既存の政党でこの政党だから５人出ていますから５人書いてくださいというような選挙じゃない。そこに、その市ならその市、その村ならその村に、ある日これから村役場建て直すっていう話になった時に、じゃあそれに対するどういう立場なのかっていう細かい問題とか、国政とか全く関係ない、私の場合だと立川あたりに居て横田基地の訴訟の問題なんかやっていると、オスプレイとかが来るとかそういう基地の素朴な問題に、どういう政策でいくのかというのが、実は保守であるか革新であるかということを超えたところで一致できるような論点のものというのも、実は小さな市町村レベルというのは、大きくあるんじゃないか。その中で、政策に基づいてグループ化ができて、その政策なり、その市の今もたらされている課題にどういう結論を出したい人を選ぶのかという選挙ができるとすれば、それはとても魅力的なことだと思いますし。それを実現していくにあたり、一人だけが手を挙げて私はこの政策ですというんじゃなくて、やはりグループ化をして実際に当選した中で、議会の中で、それを実現していく実行力を持ってやっていかなければいけないというふうに思いますので、そういうものに対する刺激と言いますか、いい意味での一歩を勝ち取れる変化としては、制限連記の導入というのは、非常にやってみる価値があるんじゃないかなと。その中で、やっぱり一番顔が見えるところの選挙で、私たちは何を誰を選び、何を言っている人を選ぶのかということを考える機会がわかりやすく増えるんじゃないかなということを思うので。いろいろ大変かもしれないし、実現するとどうなるのか不安もあるんですが、チャレンジする意味がある制度じゃないかなと思いました。

　都道府県議会とか政令市議会の選挙については、やはり規模も大きいので、政党化も進んでいるという中で、私は一番問題意識があるのは、選挙区のバランスの悪さだと常々思っていますので、それが比例代表制であれば一番改善されると思っていますので、これについては是非積極的に導入していけたらと思いますので、これについても大枠でこの提案に賛成ということになります。ただ、東京都議会とかが一つの選挙区で良いのかというような問題もあって。私は多摩地域の人間なので、多摩と２３区での東京都政に対する要望も違ったりするんですけれども。そういうことを考えると、少しのブロックに分かれることもあるんじゃないかと、都道府県で某県は、海沿いと山側と何とかで分かれているとか、いろいろあったりすことを考えると、ちょっとそういうブロックなんていうこともあり得るんじゃないかと思いながら、話を聞いていました。以上です。

片木淳：お話し伺っていて、太田さんがご存知であれば、他の方でもご存知であれば教えてほしという

ことですけど。先ほどのお話し聞いていて、ドイツでよくある一人の候補者に対して５票持っているなら、全部投じていいというやり方、南部方面で確かやっているんですね。そういうのを入れればまたちょっと違う、そういうのは日本国民には分かりにくいのですぐにはいかないと思いますけど。そういうことであれば、単記移譲とは違うでしょうけど、さっきおっしゃってたね社民党の場合５票全部社民党にいく訳だから、解決できるんじゃないかと思った訳ですけど。そういう仕組みというのは、さっきの議論でもあったように完全連記制だと多数選挙制と同じ結果になるということで、小選挙区みたいなものになりますね。だから、そうじゃないんだということで、今制限を選んだと、比例はこういう理念で、他はこういう理念でといういろいろな投票制度を並べていただいて、用語集あるんですよね、それぞれの投票制度については、こういう長所短所があって我々としては、制限連記制を選んだんだということを、今いろいろとご議論聞いていて私もようやくわかったんですけれども、劇薬の面もあれば、いい面もある政党を促すかも知れないと、そこもちょっと論理的な展開が欲しいところもあるけれども。そういうことを、ちょっと整理していただいた上で、制限連記だと。尚、それでも社民党は危ないじゃないかということになって、消滅させていいのかと、努力させて、さっきの桂委員のご見解というのは他と組めということですかね、まあ独自の見解があるのでそう簡単に組めないということもあるんでしょうから、まあそこら辺考えた上で一人に対して数票投入することも将来はあり得るとかですね、何か入れながら結論を出していけば、みんなの考えていることが、大体そうかという方向に進むんじゃないかと思うんですけれども、太田さんそこはどうでしょうか。

太田光征：有権者５人がね一人に５票投じて計５票になる場合と、１人の有権者が５票を一人に投じて５票になるケース、この重みって同じなんですかね。同じ５票でも。有権者５人が一人に１票投じて計５票になるのとね、１人の有権者５票全部を一人の候補者に投じて５票になるケース…

片木淳：理念的に考えれば、それはちょっとおかしいかも知れませんが、それは割りきりで、その人がそれだけの価値の票を持っているんだから、自分は全部投じてこの人に当選してもらいたいために使うんだということになっているんじゃないですかね、ドイツなんかで実際にそういう制度が採用されていますからね。いろいろ、今日議論されていたようなことも歴史的に何かあって、それで全部累積投票認めようではないかということになったんだろうと思いますよね。そこは、私も詳しい制度改正の経緯は知らないですが。一応現実にはやっていると。ですからさっき申し上げたように、それは将来の話だから。太田さんがそうおっしゃる位だから、日本国民にとっては相当馴染みのない制度になるから、そう簡単にはいかないと思いますけどね。まあ、そうのもあるのかなと。

大山礼子：その累積投票っていうのは、議論するとすごく抵抗が強いです。だから多分通らないと思います。

小林幸治：只野さんはどのようにお考えですか。

只野雅人：はい、いろいろおまとめになるの大変だったと思いますけど。私も基本的によろしいんじゃないかと思っていまして。国政と地方、ちょっと違う方向を向いていますけれど、これ制度の前提がずい分違う訳ですね。国の方は、議院内閣制で政党が主導的に進みますから少し緩めていこうと、地方はちょっと逆の方向目指していこうというのは、バランスとしてはすごくあるかなというふうに思います。で、順位付けっていう話もあるんですけど、これはやっぱり選挙区の規模の問題があるので、なかなかちょっと難しいかなと。特に地方の場合、細かく選挙区分けないと順位付けきれないですよね。という話もあったりするので、ある程度そこを代替している部分もあるんじゃないかと、５人選べる十分の一選べるっていう、そんな感じがするんですけどね。まあどの制度とっても、メリット・デメリットはどうしてもあるので、どこかで合意を作るということになるのかなと、そんなふうに伺っていましたけれども。

小林幸治：そろそろまとめの段階に入らせていただければと思いますけど。基本的には、それぞれの部門会議で議論していただいて、その案をもちろんここで合意のもとに中間答申という形で１月には公表するという段取りになっているかと思います。いろいろなお話し聞かせて頂いて、僕も第１部門なので、第２部門・第３部門でどういう議論されているのかということを、ここで初めて聞くようなお話があったので、逆に新鮮なご議論をいただいたかと思います。それで、今、第３部門でご議論いただいてご提案いただいた部分については、大山先生からも先ほどお話しあったように、ベストではないけど今よりはベターな制度、それも思いとしては「自治体議会にもうちょっとがんばってよ」という、そんな意識が強いのかなと、そこら辺が上手く表現できて、「期待しています、そのためにはもうちょっと議会改革だけではなくて、選挙制度も含めて自らが見直しを求めるような運動を自治体議員の方々にもやっていただきたい」みたいなことを発信できると、それはそれですごく意味のあることかなと。選挙制度に関しては、具体的な中身・どういう手法でやるかというのは、なかなか答えが出ないのかなと思います。ですので、この辺は第３部門でのご議論を尊重した上で、ここで大きな方向性としてはこの方向で、ただその表現方法とか、見せ方という部分はいろいろなご意見がありましたので、もう一度ちょっと踏まえていただいて、三木さんの方で最終的なまとめを第３部門でもお願いできればと、そんなことで今日はまとめさせていただければと思いますが、よろしいですか。

三木由希子：今、いろいろとご議論とかご意見お聞きしながら、少し思ったんですけれども。一応ですね、市区町村議会選挙、都道府県議会・政令市議会選挙っていう具体的な選挙制度の改革について、いきなりストレートのポンポンと書いているので。そもそも、前提として何を考えているのかっていうことを書くスペースが無い作りになっていると思うんですね。それは多分、第１部門も第２部門も一緒なのかなという気がしていてですね。具体的な改革をいきなりトンと置いているがために、なかなか意図しているところを表現するところが無いという状況もあるのかなと思うので。個別の提案の中で書ける部分は書くんですけども、なかなか書ききれない部分をちょっとどこかで表現した方が良いようであれば、その、３－１と３の間ぐらいに何か文章を差し込んでも良ければ、その辺に文章を差し込んで補記するというか補うことも、ちょっとほかの所と比べると形を崩すんですけれども。そういうことも可能であれば、そういう方向で少し検討、整理したいとは思います。

大山礼子：ちょっと中身とは関係ないことなんですけれども。実は今総務省で、私も加わっていて、「地方議会の関する研究会」というのをやっています。今までは、議会制度のことをずっとやって来て、これ３回目なんですけれども、今期は地方選挙を遂にやるということになりまして。実は来週の水曜日７日に、ちょうど第３部門でやっていたような話をいたします。その後、供託金の話ですとか、選挙運動期間の話ですとか、そういうところに話が広がっていって、年度末までに何かまとめて、答申を出すというようなことをやっております。それでこの前初回の会合をした時に、いろいろな選挙制度わかりにくいから、何かサンプルがあるといいねみたいなことを言っている方がいらしたりしたので、せっかくここまで詰めているので、資料提供のような形でそちらに出せればと思うんですけれども。まだ、ここ煮詰まっていないので、もう少し向こうが遅くなれば中間答申を出せたんですけれども。現時点でまだ未定稿だけども資料として提供しますというようなことを、皆さんがもしそれでも構わないということであれば、させていただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

小林幸治：今の大山先生からのご提案は、せっかくここで議論してきたことを、ある意味ではそこで主張するいい機会なので。最終的な答申ではなくて、未定稿ということで、見せ方に注意を払った上で出して頂くというのは、今後のことを考えますと、ありがたいと言うか有効なんだと思うんですけど。

片木淳：念のためですけど、ここの情報公開というのは、今日の会議はどの程度世間に出るんですか。ちょっとそこを教えてください。

城倉啓：基本的にこの選挙市民審議会はすべてにおいてですが、この配付資料というのはＰＤＦ化された物をホームページで全部情報公開しております。ですので、この時点での、言えば未定稿ですけれども、今日の資料も数日後にホームページにアップする時にはですね、すべて載ります。ですから、その意味では隠すことはないと思っています。

小林幸治：特に異論がなければ、今ご提案のあった総務省への資料提示については、ちょっと見せ方については代表のお三方と大山先生の方でご相談いただいてという形にしたいと思いますけどよろしいですか。

三木由希子：そうですね。代表者会議のＭＬで、実は事前にご提案いただいていて、一応皆さんＯＫで。但し、未定稿であるとか一定の前提条件で出すという、つまり確定版ではないので変更があり得るという前提でお出しするっていうことを確認しているんですけれども。この場でもＯＫであれば、それで進めさせていただきたいと思います。

小林幸治：よろしいですか。はい、じゃあそういうことで。それと、先ほど三木さんからご指摘のあった、前段の示すべきところがなかなかこの形だと無いとおっしゃっていたかと思うんですけど。その辺は１２月の代表者会議の時にでもご議論いただいてと思うんですけれども。一つの方法として、「はじめに」の部分で、それぞれの主張を出すというのもあるのかなというように思いましたので。それも含めて、少し１２月に決めていただくというか、確認していただくような方向でお願いできればと思いますけど、その部分もよろしいでしょうか。はい。では第１部門・第２部門・第３部門、ちょうど１年間になりますけれども、それぞれ毎月のようにご議論いただいて、改めて１月２４日に全体会議で、そこで最終確認をして、同日に記者会見をして公表するという運びになっているかと思うんですけど、それでよろしいですね。

城倉啓：おっしゃる通りです。１月２４日の火曜日の４時半からです。こちらとしましては、もうそこの時点で出している資料というのは、冊子としてまとめてパチンと留めているものなので、この全体審議会というのは決議するのみという形でお願いいたします。そこでの細かい修正を受けて、印刷して直すなんていうことが到底あり得ないです、実務的に。ですので、共同代表者会議に付託していただき、かつ「メール稟議で、もうこの点についてはいいんだ」ということを、今、確認いただければそれが有効であるというふうに思っておりますので。手帳にまだ書いていない方も、１月２４日４時半は確実によろしくお願いしたいと思っております。１２名以上が要件になりますので。その後すぐに記者会見の打ち合わせをして、５時くらいから記者会見を同じ場所で。なので、最初から記者会見のセッティングにしておいてという形にして、記者会見を１時間くらい持つということに。今回は、前回のようにしくじらないように、しっかりと宣伝して、記者が複数名来るように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

　それと、もう一つだけいいでしょうか。先ほど申し遅れましたけれども、都道府県議会選挙の制度改革のところで、書き落としている部分がありました。それは、阻止条項についてなんです。阻止条項については、設けないということを第３部門としては考えていて。その理由の一つに二元代表制があるからと、あるいは新しい勢力がより良く出てくるということもありますので。そのことも、また改めて整理するときに付け加えたいと思っております。私からは、以上でございます。

小林幸治：１２月１８日に代表者会議が開かれる予定で、できれば、今日ご欠席の方も含めて、それまでにご意見をいただいて、代表者会議で確認をしたものを、１月２４日に提示するという流れにしたいということでよろしいですね。メール上でご意見なりご提案なりありましたら、お寄せいただきたいと思います。一応、１２月１８日前を締め切りと考えていいですかね。はい、それまでにいただければと思います。

長時間お疲れさまでした。今日は第４回選挙市民審議会全体審議会ということで、終了させていただきます。ありがとうございました。